## 特定複合観光施設区域整備計画の申請状況

令和4年4月27日 国土交通省観光庁

特定複合観光施設区域整備法(平成三十年法律第八十号。以下「法」という。) 第九条第一項の規定による区域整備計画の認定の申請について、本日、以下の 自治体より認定申請を受け付けた旨、公表いたします。

記

- ·大阪府(申請受付日 令和4年4月27日)
- ·長崎県(申請受付日 令和4年4月27日)

今後は、国土交通省に設置された外部有識者からなる審査委員会において、 認定申請がされたIR区域整備計画について認定審査を行って参ります。慎重 かつ十分な審査を行うことが必要なため、認定の時期は未定となっております。

※両府県が認定申請に係る書類を発送したことを以て「4月26日に申請した」との一部報道がありますが、両府県の申請書類が観光庁に到達し、観光庁が申請書類を受け付けた4月27日が正式な申請日となります。